「調剤報酬実務必携 平成 30 年 4 月版」(2018 年 3 月発行)に以下の誤りがございました。深くお詫びするとともにここに訂正いたします。(2018 年 6 月現在)

修正箇所(ページ数)	1 刷	2 刷
表紙裏(表下から 5 行	2回目以降の調剤時	調剤時
目)		
P28下から4~5行目	若しくは様式第2号の2	黒字⇒赤字
P30	・・・発行を希望される方は、会計窓口	削除
「・・・明細書の発行につい	にてその旨お申し付けください。	
て」の掲示		
P34	⇒薬局内	削除
(図参照)	医薬品医療機器等施行規則 15 条	●医薬品医療機器等施行規則 15 条の 15 関係
	の 15、16 関係 別表 1 の 2	⇒薬局内
	表内「9.薬剤師不在時間に係る事	削除
	項」	
	※「薬剤師不在時間に係る事項」は	●医薬品医療機器等施行規則 15条の 16 関係
	薬局内、外側に掲示する	薬剤師不在時間に係る事項⇒薬局内、外側
		に掲示する
P42 上から 9 行目	(次のすべてを満たす <mark>保険薬局</mark>)	(次のすべてを満たすこと)
上から 19 行目	※文追加のため、 <i>P42</i> の文章を簡潔	◇集中率を計算する際には、薬局勤務者(常
	にしています。図参照	勤、非常勤、役員を含む)とその家族の処方箋
		は除外することになりました。
上から 20 行目	されます。	削除
上から 24 行目	③かかりつけ薬局の基本的な機能に	③薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的業務を 1
	係る業務を 1 年間算定していない。	年間算定していない(受付回数が月 600 回以下
	(ただし処方箋受け回数 600 回以下	の薬局を除く)
	/月は、除外)	
下から5行目	麻薬指導加算	麻薬管理指導加算
P44 囲み内	③医師の指示による分割調剤(2 回	③医師の指示による分割調剤 (調剤時)
	目以降の調剤時)	
下から2行目	□処方箋に「_分割の_枚目」と記載さ	□分割指示処方箋に基づき、患者の同意の下、
	れてきます	分割調剤を行います
P45 上から1行目	情報提供を行うとともに、情報提供し	情報提供を行い、その内容を薬歴に記載します
	た内容を薬歴	(服薬情報等提供料 1 を算定可)
上から2行目	□2 回目以降の調剤時:調剤基本	□調剤基本料及びその加算、調剤料及びその加
	料及びその加算、調剤料及びその	算並びに薬学管理料について、分割調剤を実
	加算並びに薬学管理料について、	施しない場合に算定する点数を合算し、分割回
	所定点数を分割回数で除した点数	数で除した点数を調剤時に算定します
	を 1 分割調剤につきに算定できます	
P46 上から 15 行目	□在宅業務実施体制に係る周知	□24 時間調剤及び在宅業務実施体制に係る周
		知